

第1節 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学学則（以下「学則」という）第24条に基づき、追手門学院大学（以下「本学」という）国際学部（以下「本学部」という）学部生の留学に関し、必要な事項を定める。

第2節 留学の目的と種類

(定義)

第2条 この規程における留学とは、本学が定めた所定の教育課程に位置づけられたもので、本学部が定めた時期に、本学又は本学部が定めた大学又はこれに相当する連携機関等（以下「留学先」という）において行う学修である。

(留学の種類・期間)

第3条 この規程でいう留学の種類（以下「留学プログラム」という）は、次の各号のとおりとする。

(1) 短期留学

短期留学とは、留学先国の言語における読む、書く、聞く、話すの四技能を集中的に学修することにより、基本的な言語運用能力の向上と定着を図るとともに、多文化マネジメント力の基盤を育成する留学プログラムで、国内外にある留学先に50日未満の間で派遣されるもの。

(2) 長期留学

長期留学とは、留学先国の言語における読む、書く、聞く、話すの四技能を集中的に学修するとともに専門教科関連領域の学修を深化させることにより、高度な言語運用能力と学問領域の専門性の向上を図るとともに、多文化マネジメント力の育成を図る留学プログラムで、留学先に50日以上の間で派遣されるもの。

- 2 留学期間は原則として、本学部及び留学先が定める修学期間の始期から終期とする。
- 3 前項の期間は、本学の修業年限及び在籍期間に算入する。
- 4 留学先は原則として、本学部が定める連携機関等とする。

第3節 留学資格及び諸手続

(留学の資格)

第4条 留学の資格が与えられる者は、次の各号をすべて満たす者とする。ただし、当該留学プログラムで留学した者を除く。

- (1) 学業成績、出席状況、人物すべてにおいて良好であること
 - (2) 十分な学修能力を有していること
 - (3) 心身ともに留学に耐えうる健康状態を維持していること
 - (4) 所属する学科が定める留学に必要な科目を履修している、又は、履修予定であること
 - (5) 別に定める誓約事項に同意すること
 - (6) その他本学部が必要と判断すること
- (留学先の決定)

第5条 留学先は本学部が別に定める。

2 留学先は、国際学部会議の議を経て、国際学部長が決定する。留学先の選定方法は別に定める。

(留学の許可)

第6条 原則として、第4条で示す留学の資格を有し所定の手続きを完了した者に留学を許可する。留学の許可は、国際学部会議の議を経て、国際学部長が決定する。

(遵守事項及び誓約書の提出)

第7条 留学が許可された者は、留学前、留学中及び留学後において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学授業料及び本学部が定める留学に必要な費用を指定された期限までに支払うこと
- (2) 本学部が定める留学に必要な書類を指定された期限までに提出すること
- (3) その他本学が指定並びに指示する事項

2 留学が許可された者は、留学中において、次の各号に掲げるすべての事項を遵守しなければならない。

- (1) 留学先国の法令
- (2) 本学及び留学先の学則、履修に関わる規程及びルール
- (3) 滞在先でのルール及び慣習等
- (4) 本学学生としての本分

3 前項第1号のほか、留学が許可された者は、日本国において禁止されている喫煙、飲酒、薬物摂取又は賭博をしてはならないなど、日本国の法令も適用されているものとみなして、

同法令を遵守しなければならない。

- 4 留学が許可された者は、留学に参加するにあたり、別に定める誓約書を本学が指定する期日までに提出しなければならない。

(留学許可の取消)

第8条 国際学部長は、留学が許可された者が、第4条及び第7条で示されている要件を満たしていないと判断した場合、並びに、次の各号のいずれかに該当する場合には、国際学部会議の議を経て、留学前又は留学中に関わらず留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 本学又は留学先での就学状況が著しく悪いと認められる場合
 - (2) 本人の事情により留学を継続できない場合
 - (3) 健康上の理由により渡航又は就学することができないと判断される場合
 - (4) 本学を休学、退学又は除籍になった場合
 - (5) 指定された期日までに本学の授業料並びに留学にかかる費用の納入がない場合
 - (6) この規程の遵守事項及び別に定める誓約事項に違反した場合、並びに学則第64条の規定による懲戒を受けた場合
 - (7) 留学に関わる申請書類及び提出書類に虚偽の記載があった場合
- 2 本学は、留学先の環境等が悪化し、渡航も含め留学目的を達成することが困難であると判断される場合は、留学プログラムを中止することができる。
 - 3 留学を許可された者が、何らかの事由により、留学を辞退するときは、本学部の指示による手続きの上許可を得なければならない。

(帰国命令)

第9条 国際学部長は、前条に定める留学の取り消し、又は留学プログラムの中止を行った場合には、留学者に帰国を命じることができる。

- 2 帰国を命じられた者は、本学の指示に従い、直ちに帰国するものとする。

(留学終了手続)

第10条 留学先における学修が終了した者は、本学部の指示に従い、直ちに帰国するものとする。

- 2 留学を終え帰国した者は、指定する期日までに本学部が指定する書類を提出しなければならない。

第4節 留学に関する履修科目及び単位認定の取扱

(留学中の履修科目)

第11条 留学中は留学先が指定する科目を履修しなければならない。履修する科目は別に

定める。

(単位の認定)

第12条 留学先において修得した単位については、学則第24条に基づき、本学の授業科目に対して単位の認定を行う。

2 単位の認定は、原則として本学が指定する書類、留学先における成績評価等を国際学部会議において承認されたものを本学において修得したものとして認定する。

第5節 留学に関わる授業料の取扱

(授業料等)

第13条 留学が許可された者は、留学期間にあっても本学の学生として、本学に対し授業料を納付しなければならない。

2 留学にかかる費用は、学生の個人負担とする。

第6節 雑則

第14条 この規程に定めるもののほか、留学について必要な事項は別に定める。

(事務所管)

第15条 この規程に定める教務事項に関する事務は教務課所管とし、留学・渡航に関する事務は国際連携企画課の所管とする。ただし、学生対応は、教務課及び国際連携企画課、並びに国際学部が連携して行うものとする。

(免責事由)

第16条 この規程及び本学並びに留学先の指導から逸脱する行為により生じた損害や次の各号のいずれかに該当する事由については、本学及びその関係者は損害賠償等を負わない。

(1) 戦争、テロ、政変、治安、暴動、災害、事故、疾病、犯罪、不慮の災難等の本学が関与し得ない事由による損害

(2) その他管理し得ない事由による損害

第7節 改廃

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2022年6月1日から施行する。